

法獣医学概論

日本獣医生命科学大学

田中 亜紀

法獣医学の歴史

- Veterinary forensic pathology、Veterinary forensic science、Veterinary forensics、Wildlife forensics
 - 1902年、馬の性虐待の報告（ドイツ）
 - 1960年、野生動物の死後推定時間の報告
 - 2001年、家庭動物の虐待の報告（イギリス）
-
- **動物虐待と人の虐待、凶悪犯罪とのリンク**
 - **動物虐待/密輸等の動物に関わる犯罪/動物福祉への関心の高まり**
- ➡ **多様な法獣医学の発展の需要**

法獣医学とは

- 獣医学的技術を応用して、裁判等の裏付けとなる科学的知見を提供する学問
- 法律上の問題となり、またはなるべき獣医学的事項を考究し、これに解決を与える学問
- **今は、法律に関わらず、動物に関わる不審な出来事に対して獣医学的な手法を用いて解明する学問**
- 動物が犠牲となる犯罪の社会的影響は大きく、動物虐待に対して科学的で公正な獣医学的判断をくだすことで、動物福祉の向上だけでなく社会の安全に寄与することを目的する学問

法獣医学の対象動物

【動物虐待の対象】

- 家庭内の動物
- 野外の動物
- 狩猟/釣りの対象動物
- 動物園/観光地/動物カフェ/ペットショップ/ブリーダー/オークション
- 動物がスポーツ/使役/娯楽に使われている場所
- （産業動物）農家
- 実験動物
- 動物病院、動物シェルター
- **人と動物が関わる場所全部**

- **学問上は人と関わる全ての動物**
- **日本では、法律によって
対象動物は異なる**

海外における法獣医学の実務内容

1. 刑事法事件 **刑事法上の責任**
2. 民事訴訟 **民事法上の責任**
3. 動物が加害の人の検死・検案 **民事法上の責任**
4. 獣医療過誤 **民事法上の責任**
5. 保険請求・産業紛争・環境アセスメント **民事法上の責任**
6. 行政調査、ペットショップ・ペットホテル・動物園等の監査 **行政法上の責任**
7. 動物販売基準の調査 **行政法上の責任**

日本における法獣医学の必要性

- 2020年改正、「動物の愛護と管理に関する法律」

➤動物虐待等の罰則の強化

- ✓ 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者➡5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- ✓ 愛護動物を虐待又は遺棄した者➡1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

➤虐待等に係る獣医師による通報の義務化

- ✓ 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない

日本における法獣医学の需要

1. 刑事法事件

動物愛護管理法違反・鳥獣保護法違反等の
事件の科学的調査

2. 民事訴訟

3. 動物が加害の人の検死・検案

4. 獣医療過誤の証言

動物虐待調査

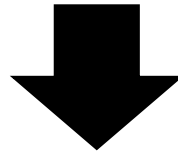
5. 保険請求・産業紛争・環境アセスメント

6. 行政調査、ペットショップ、ペットホテル、カフェ系、動物園
等の監査

7. 動物販売基準の調査

【動物愛護法による獣医師の通報義務の意義】

- 約9割の獣医師が動物虐待を治療した経験（アメリカ）、イギリスでは半数以上の獣医師
- 日本では、7割の獣医師（動物病院）が動物虐待の疑いを持ったことがある
- 家庭内で幼児虐待があっても、動物病院に動物を連れて来る頻度は変わらない
- 咬傷事故は発生率は、家庭内暴力がある場合の方が11倍高い



動物医療従事者が動物虐待を通して

反社会行為を積極的に察知できる存在

- さらなる凶悪犯罪
- 動物がDVの材料
- 動物虐待がDVを示唆

獣医師の虐待通報の実態

動物虐待かもしれないけど・・・

- 動物虐待かもしれないけど、はっきり分からない
- そんな教育/訓練を受けたことがない
- 法律もよく分からないし、曖昧
- どこに通報して良いか分からない
- 虐待した人が病院に来るわけない
- 客商売だし、近所の評判が気になる
- むしろ訴えられるんじゃないの？
- 身の危険を感じる
- 自分に関係ない
- 行政を信用できない
- 通報しても取り扱ってくれるか分からない

獣医師が通報しやすくする 仕組み作り

- 一般臨床と同じく、判断がつかない時は専門機関へ
➡セカンドオピニオン
- 抱え込まないで、行政/警察へ相談（通報）
➡一人でやらない

日本法獣医学会の発足

- 2020年、「法獣医学研究会」として発足

【目的】

- 生死に関わらず、動物の不審な状況の原因を獣医学的技術を用いて、多面的に解明することを目的とする
- 国内の動物虐待等に関わる事例を蓄積し、動物虐待の分類、関与因子、地域性、因果関係を統計疫学解析することにより、日本での動物虐待の実態調査を行うこと

- 2022年、「日本法獣医学会」

【幹事】 1 3 名

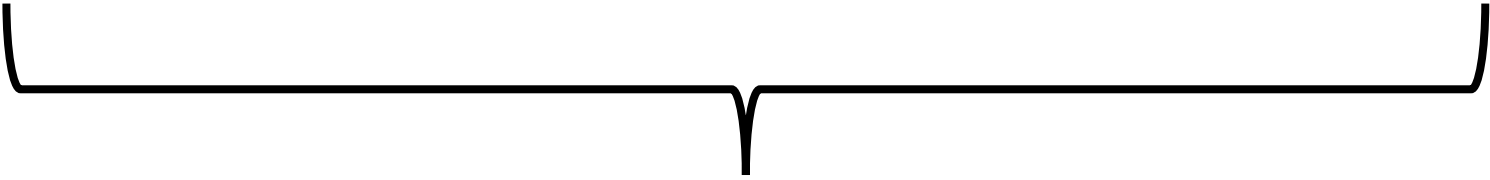
動物虐待における獣医師の役割

- 動物虐待に気づくこと！！！！
- 「動物虐待」という決定的な法的判断は獣医師の役割ではない

動物虐待の疑いがある所見を検知し、
関係部署につなぐ（通報する）こと

動物虐待に気づくためには

- 動物虐待とは何か？
- 虐待の種類
- 虐待を受けている動物の兆候/症状/所見
- 動物福祉



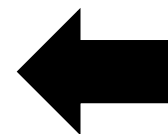
獣医学的に理解していなければならない

動物虐待とは？

- **動物に対する不必要な苦痛**
- 積極的行為から怠慢、からかうことやせっかん、意図的なことから過失など広範囲にわたる
- アニマルファイティング、ホーディング、ネグレクトも含む
- 動物虐待の法的判断はCase by case
- NAI（非偶発的外傷）にピッタリ当てはまる診断基準はない

痛みや苦痛は普遍的

- **獣医療が適切な時に適切に行われていないことにより、苦痛が生じていたか？**



獣医学的判断

動物虐待の対象

- 家庭内の動物
- 野外の野生動物
- 狩猟/釣り
- 動物園/観光地/動物カフェ/ペットショップ/ブリーダー/オークション
- 動物がスポーツ、使役あるいは娯楽に使われている場所
- （産業動物）農家
- 警備、軍用、荷車用動物、使役動物
- 実験動物
- 動物病院、シェルター
- **人と動物が関わるところ全部**

動物虐待の分類

- ネグレクト⇒多頭飼育崩壊
(家庭/多頭/繁殖業/シェルター)
- 非偶発的外傷 (NAI)
- 組織的な虐待
(例、闘犬など)
- 性虐待
- 代理人によるミュンヒハウゼン症候群

法獣医学と動物虐待

【法獣医学者の役割】

- 動物虐待に科学的な裏付けを提供し、捜査・行政業務の一助とする
- 鑑定書：裁判に耐えうる証拠、裁判に出廷
- 法獣医学的知見【獣医学の知見】を総動員させて、不審な事象に対して証拠を提供する

法獣医学における今後の展望

- 警察・行政獣医師・臨床獣医師の業務上の問いに関して、学術的（獣医学的）に考究する
 - 動物虐待罪を立証するための学術的な根拠、新たな知見の提供
 - 集積した事例について、同様の事故・事件が起こらないように、社会に注意喚起する
 - ペットショップの生命補償の悪用
 - 野生動物のペット利用による問題
 - 多頭飼育崩壊における所有権の問題
 - 学生・卒後教育
- ⇒ 動物福祉の向上と地域社会の安全に寄与する

ご静聴ありがとうございます